



制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

運用・商品〈実践〉

その他

確定拠出年金の税制メリットを知ろう

確定拠出年金は、企業型も個人型 (iDeCo) も、その魅力は手厚い税制優遇です。掛金の拠出時・運用時・受取時、それぞれの税制優遇について知っておきましょう。



（掛金）拠出時

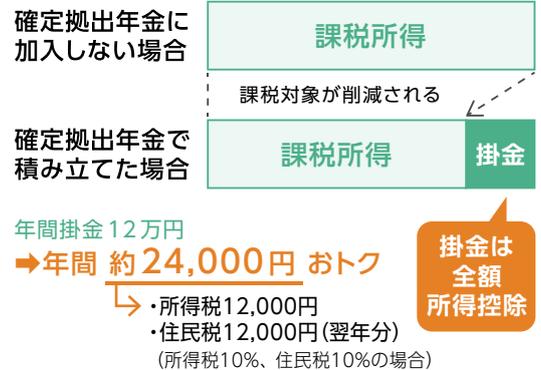
事業主掛金は非課税

会社が拠出する掛金（企業型、iDeCo+）は、給与とは違い、非課税です。所得税・住民税・社会保険料が差し引かれることなく、全額が掛金として入金されます。

加入者掛金は所得控除できる

加入者が自ら拠出する掛金（企業型のマッチング拠出、iDeCo掛金）は、全額所得控除の対象となります。1年間の掛金の合計額を課税対象金額から差し引くことができるので、その金額分の所得税と住民税がかからず、税金を軽減できます。

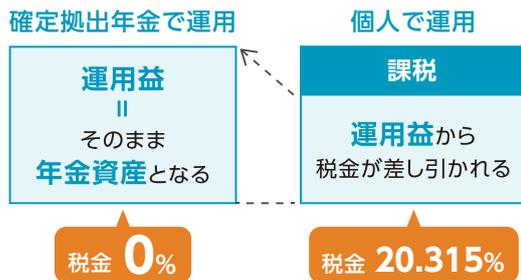
〈例〉年収500万円で毎月1万円拠出した場合



運用時

運用益は非課税

通常、利息や運用益には約20%の税金がかかりますが、確定拠出年金の運用益には税金がかかりません。



受取時

一括でも分割でも控除の対象

受取額から大きな控除額を差し引くことができるので、課税対象が小さくなり、税金が軽減されます。



*控除を受けるには確定申告が必要です。

確定拠出年金は原則60歳まで引き出すことはできませんが、税制優遇の効果は大きく、個人で積み立てるよりも将来準備できる資産が大きく変わると期待できます。

iDeCoやマッチング拠出等の掛金の限度額に余裕がある方は、ライフプランに合わせて増額を検討してみるのもお勧めです。



加入者サイトに入ってみよう!

りそな銀行確定拠出年金加入者サイトでは、皆さまの資産状況、運用商品状況のご確認、将来の受取金額シミュレーション、各種お手続きを行っていただけます。

<https://www.resona-tb.co.jp/401k/>



2021年3月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター

☎ 0120-401-987+ [2#]

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。